

☆ 基礎データ

- ・対象者リスト人数 31人
- ・作成同意者 10人
- ・作成不同意者 21人 (内、福祉施設入所者9人)

1 同意は二つある

入口の同意：作成の同意 と 出口の同意：情報提供の同意

ならば、対象者に個別避難計画作成の案内資料を送付し、同意有無の回答を得る。

2 3つの原則と1つの基本

① 3つの原則

- ア 対象者（または代理人。以下、対象者と記述）が自ら記入作成すること
- イ 対象者が避難支援等実施者の選定に努力すること
- ウ 個別避難計画は、対象者の手書きのままとすること

② 1つの基本

- ・対象者に、居住区域の危険性と避難場所情報の認識をしてもらうこと

3 作成の同意を得るため、対象者に説明文書を渡し、回答を得る

① 対象者への送付文書…①：個別避難計画作成のお知らせとお願い

②：個別避難計画の説明

③：避難支援等実施者の説明

④：同意書

・個別避難計画用紙

② 個別避難計画様式の工夫

※これらの文書で、第9区用になっているところを、自区用に修正して使用可。企画防災課からメールによる添付ファイルか、USBメモリーで。

4 区役員会（町内会長会）で説明：「避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成について：区役員会説明文書 令和5年8月27日」 本年度に作成することを決定

5 個別避難計画の作成経過

※個別避難計画→計画

※個別避難計画作成委員会→作成委員会

メンバーは、区長、町内会長、民生児童委員

8/27

①

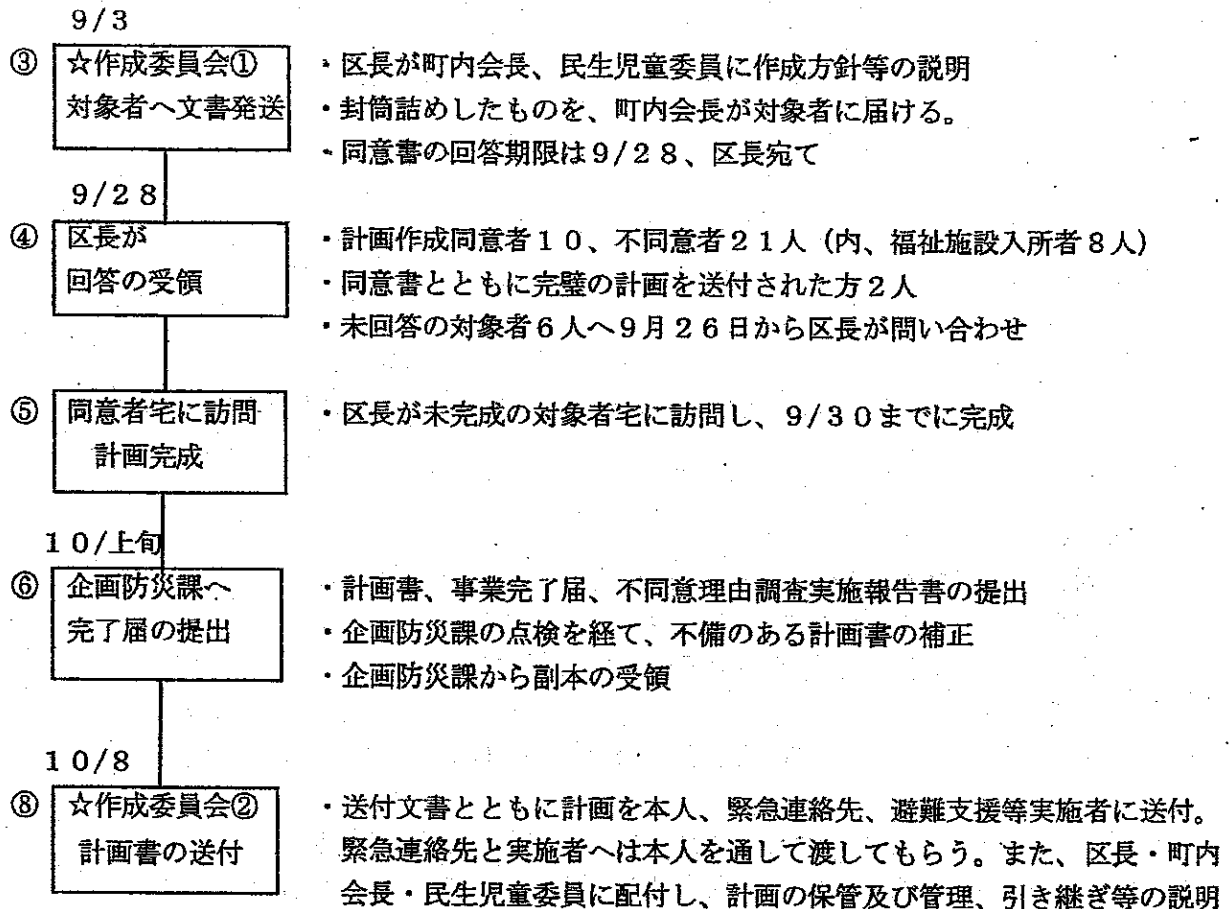
区役員会
作成の議決

- ・対象者リストの受領
- ・市と委託契約の締結

②

対象者人数の
確定

- ・民生児童委員等の情報及び区長の家庭訪問から施設入所者の確認
- ・6人が該当。31人－6人＝25人が対象者。親子・夫婦が3組あり。
- ・A4版封筒に文書詰め：「①個別避難計画作成のお知らせとお願い」「②個別避難計画の説明」「個別避難計画用紙」「③避難支援等実施者の説明」「④同意書（回答）」「返信用封筒（定形・切手添付）」



【作成業務から】

- 対象者へ作成案内資料の配付（9月3日）から回答期限（9月28日）について
 - ・十分な期間であった。締め切り3日前には、未到着対象者宅6件を訪問した。
 - ・その方々は、締め切りを間違えていた、同意・不同意を迷っていた、マンションの3階なのでここは安全と考えて書類を廃棄した、家族中が感染したので遅れていた、など。
 - ・対象者本人またはその家族がよく読んでいたので、内容についての質問は1人のみ。
- 作成資料案内に「個別避難計画書」を同封したことについて
 - ・同意書とともに、完璧に仕上げて送付された方が2名、実施者等の記入がなく、未完成ながらも送付された方が、2名あった。
 - ・作成同意者宅へ訪問したとき、対象者全員が記入できる場所は記入してあった。
 - ・対象者が一人暮らしで、家族が近隣市などに居住している場合、その家族と連絡を取り合って計画書を完成させた。同意書にその家族の電話番号が記入されていた方1人、記入がなく、電話番号を知るのに苦労した方1人。代理人が記入の場合、その代理人の連絡先（電話番号）を記入するようにしておくとうかった。
- 「個別避難計画書」右肩にリストNoを振ったことについて
 - ・出米上がった計画書を整理するのに、計画書の右肩に「No.9-5」などと振って、分かりやすくした。※No.9の9は、9区

- 4 入口の作成同意をしても、出口の情報提供に同意をしなければ、本計画作成の意味がほとんどないことを、話した。全員が情報提供に同意された。
- 5 対象者宅に訪問して説明する方法を取った場合、面会に困難、説明に困難だったと思われる方が、4人あった。説明文書送付の方法は、かなり有効であったと思う。
- 6 実施者の選定について
- ① 対象者が、実施者となりうる家族と同居している場合
 - ア 作成に同意…同居している家族を実施者とする。
 - イ 作成に不同意…同居している家族がいるので、作成に同意されない。
※ この場合、作成してもしなくてもほぼ同じ状況と考えられるが、作成すれば関係者に対象者の状況が伝わるので、その分メリットがあると考ええる。
 - ② 対象者が、実施者となりうる家族や親族が近隣（近隣市も含めて）に居住している場合も、①と同じ
 - ③ 計画書に緊急連絡先の記入がある場合、その方を実施者とすることができる。
※ この場合、実施者欄には、「同上」と記入してもらった。
 - ④ 実施者について：「避難支援等実施者」の文書を参照のこと
 - ア 対象者を避難場所に連れて行かねばならないというものではない。
 - イ 二人でなければならないものではない。
 - ウ 実施者欄を必ず記入しなければならないものではない。

令和5年8月27日

第9区区長 村瀬登志夫

- 1 国は災害における被害者対策として、「避難行動要支援者名簿」（以下、要支援者名簿）と「個別避難計画」（以下、計画）を制度化している。
- 2 多治見市では、要支援者名簿登録者のうち、災害危険区域に居住する方の計画の作成を令和7年度末までに実施することにした。令和6年度に半分の区、令和7年度に半分の区の予定。
- 3 区・町内会において作成することは、少しでも災害時に役に立つと考えられる。モデル事業として、第22区が実施済である。
- 4 第9区では、要支援者名簿登録者51人のうち、30人が災害危険区域に居住。ただし、要支援者名簿の登録については、逆手挙げ方式もとっているため、本人が登録の認識をしていない方もあると思われる。（※逆手挙げ方式については口頭で説明）
- 5 計画作成にあたっては、第9区では計画作成委員会（区長、町内会長5名、民生児童委員2名の7名：区長は民生児童委員を兼務のため7名）を組織して進めたい。
- 6 本事業は市が区に委託するものであり、市と区は委託契約を締結する。委託費は、作成計画1件あたり7,000円が区に支払われるとのこと。使い道は区に任されている。このため、計画作成のための費用については区会計とは別会計とし、残余金については区費に納入することになる。
- 7 本年度に市・企画防災課から区長会幹事会、区長会総務会、区長会で説明がされている。また、企画防災課では区に出向き説明会を開催したいという意向。ただ本年度に説明を受けても、来年度には区役員の大半は交代するので、本事業の理解の継続は困難である。
- 8 本事業は区長がリーダーシップをとり、町内会長と民生児童委員の協力により進めるものと私は理解している。
- 9 そこで、もし区役員会で本年度中に本事業に取り組むという意志が固まれば、その旨を企画防災課に伝えたい。
- 10 本年度は村瀬が区長と民生児童委員2人のうちの1人を兼ねているということからも、好都合であると考ええる。
- 11 対象者30人のうち、民生児童委員が確認したところ5人が福祉施設に入所している。
そこで、第1：5人、第2：4人、第3：4人、第4：3人、第5：9人の合計25人
この25人に個別避難計画作成のお知らせをし、同意・不同意の意思を確認する。
第22区の例では、6割強の方が作成に同意された。25人の6割は15人。
- 12 本日の区役員会にて、第9区は本年度にて個別避難計画を作成する、と議決されれば、直ちに着手したい。

参考：各区の対象者数（全50区）：最新に更新されれば、数名の増減がある

多い…26区：143人、28区：103人、29区：81人、19区：79人、23区：69人

少ない…40区：1人、50区：3人、41区：6人、27区：8人、15区・42区：9人

0人…32区、35区、36区、37区、38区、39区、49区

※回答のみ掲載

※個別避難計画→計画とする

- 1 計画は町内会非加入者でも作成する。もし、区長や町内会長が訪問しにくければ、民生児童委員にお願いする。
- 2 委託料は作成1件当たり7,000円、作成不同意者の不同意理由調査に1件当たり500円。不同意者へも文書作成や送付等、手数料がかかっている。委託料は、必要経費、活動費などに使い、市としての用途のしぼりはない。報告書には、領収書も不要である。
- 3 作成対象者リストには、福祉施設入所者が入っていたり、入っていなかったりする。対象者が入所されていても、住民票が自宅にある場合にはリストに掲載される。民生児童委員は見守り活動により、入所を把握していることがある。
- 4 避難支援等実施者の選定は、対象者本人から依頼することが原則である。それが無理な時には、区長、町内会長、民生児童委員に相談してもらい、選定する。それでも無理な場合には、実施者は空欄でよい。尚、実施者には、「③避難支援等実施者の説明」を渡し、役割の理解や個人情報の扱いについて同意を得ておく。
- 5 計画様式の「避難時に配慮しなくてはならない事項」は、もしかしたら対象者としては知られたくない個人情報であるかもしれないので、記入や聞き取りは本人の意向を尊重する。
- 6 計画様式裏面の「避難場所情報」は、各区の実情と考え方で様式を整えればよい。
- 7 計画書末尾にある、「情報提供することに同意します」「…同意しません」は、作成後の本情報の扱いについてである。同意された方の計画書は、平常時から避難支援等関係者（避難支援等実施者、区長、町内会長、民生児童委員 等）に渡される。同意されない方の情報は、災害が発生、または発生するおそれのある場合のみ、避難支援等関係者に提供される。
- 8 作成された計画は、当然ながら対象者本人または家族に渡される。
- 9 計画は、手書きでもよい。
- 10 企画防災課に提出された計画は点検を受け、不備があればその計画について補完の上再提出をする。

令和5年10月8日

個別避難計画作成者

様

第9区区長 村瀬登志夫

暑かった毎日から急に涼しくなり、ほっとされているところだと思います。

さて、先日来作成をお願いしてきました貴方の個別避難計画書が出来上がりましたので、以下の通りお届けします。

記

1 送付先と部数

- ア 本人（または同居の家族）用 1部
- イ 緊急連絡先用 ()部
- ウ 避難支援等実施者用 ()部

※イとウの方につきましては、貴方からお渡し願います。

2 今後の対応について

- ① 個別避難計画書は、個人情報の厳重な管理のもと、区長、町内会長、民生児童委員に引き継いでいきます。
- ② 緊急連絡先や避難支援等実施者などで変更が生じましたら、その時の区長、町内会長、担当民生児童委員のいずれかにお知らせください。

皆様が災害に遭われない日々を過ごされますことを、願っております。

①

令和5年9月3日

個別避難計画作成対象者
様

第9区区長 村瀬登志夫

個別避難計画作成のお知らせとお願い

暑かった日々を過ぎ、ほんの少しは秋らしくなってきたこの頃です。貴方様にはご健勝のことと存じます。

さて見出しにありますように、多治見市では災害危険区域に居住される避難行動要支援者の皆様を対象に、「個別避難計画」を作成することになりました。その業務が区に委託されたため、このように区長名にて文書を出しております。

貴方の居住地は【ア：浸水想定区域 イ：土砂災害警戒区域 ウ：土砂災害特別警戒区域】（多治見市ハザードマップによる）となっています。

つきましては、同封の各種文書を読んでいただきまして、貴方様の「個別避難計画」作成について「同意する」もしくは「同意しない」の回答をいただきたいと思います。

お読みいただきたい文書の順と送付部数は、次の通りです。

- ① 個別避難計画作成のお知らせとお願い（この文書）：1部
- ② 個別避難計画の説明：1部、個別避難計画用紙：1部
- ③ 避難支援等実施者の説明：3部（実施者への説明用を含む）
- ④ 同意書：1部

以上を読んでいただきまして、④の同意書を9月28日（木）までに返信用封筒にてお送りください。

回答をいただいた後には、次の通り対応させていただきます。

- 1 同意された方…後ほど区長、町内会長、民生児童委員のうちで訪問日時を調整の上、訪問し、個別避難計画作成のための聞き取りをさせていただきます。それまでに、個別避難計画書に記入できるところは記入しておいていただければ幸いです。
- 2 同意されなかった方…本件についての対応はここまでです。
- 3 回答を寄せられなかった方…後ほど、区長、町内会長、民生児童委員のうちで、同意、不同意を問い合わせさせていただきます。

なお本件についての質問は、区長までお願いします。

村瀬登志夫

電話

② 個別避難計画の説明

- 1 国は災害における被害者対策として、避難行動要支援者の避難支援の実効性をさらに高めるため、避難行動要支援者ごとの具体的な避難支援等について定める個別避難計画の作成を、市町村の努力義務としました。

多治見市では、避難行動要支援者名簿に登録されている方のうち、災害危険区域に居住する方(対象者)について、個別避難計画を令和7年度末までに作成する方針を立てました。災害が生じた時、対象者が避難支援を受けるチャンスを少しでも広げるためです。

- 2 第9区では早い方がいいと考え、本年度中の作成を目指しています。対象者は25名ですが、避難行動要支援者名簿への登載者は、手上げ方式と、逆手上げ方式とがあり、自分が登載されているという認識の無い方もあると考えられます。

※手上げ方式…避難行動要支援者名簿登載の対象者本人からの希望により、名簿に登載した方

逆手上げ方式…名簿登載を拒否されなかったため、名簿に登載された方
ですから、このお知らせがなぜ自分に来たのかと思われる方がいるかもしれません。

- 3 個別避難計画は、本人(対象者)またはその代理人の同意のもとで必要に応じて任意で作成するものであり、必ず作成しなければならないというものではありません。また作成にかかわる者には、秘密保持義務が課されております。

- 4 作成した個別避難計画は多治見市に提出します。多治見市は副本を作成し、本人(対象者)またはその家族に渡します。

また、個別避難計画用紙裏面末尾にある「情報提供することに同意する」方については、平常時から避難支援等関係者に提供されます。

「情報提供することに同意しない」方については、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に限り、避難支援等関係者に提供されます。

※避難支援等関係者…避難支援等実施者、区長、町内会長、自主防災組織、民生児童委員、警察署、消防署 など

※個別避難計画の提供を受け、所持する者は情報管理を厳重に行い、引き継ぎも確実に行います。

- 5 個別避難計画の内容に変更が生じたときには、第9区区長に連絡してください。多治見市では作成後の更新を随時行っています。

- 6 避難支援等関係者の中の避難支援等実施者とは、対象者に対して避難情報の伝達や避難の手助けをしていただく方ですが、災害時に必ず避難支援を行うことを義務付けるものではありません。避難支援等実施者が被災者になることもあり得ます。まずは自分と自分の家族の安全を確保したうえで、「声掛け」など可能な範囲での支援をお願いする方です。また、支援できなかった場合でも責任を負うものではありません。

すなわち、対象者や家族は、支援が必ず受けられるものではないことを理解し、「自助」に努めていただくことが大切です。

これらを理解した上で、対象者は避難支援等実施者の選定をしてください。

例えば、同居の家族、近隣に住む家族や親族、近隣住民、日頃から付き合いのある方、などです。もし見つからなければ作成にあたる区長、町内会長、民生児童委員に相談してください。それでも見つからないときには、当面は空欄とします。

③ 避難支援等実施者の説明 (実施者選定の際にお渡しください)

1 立場

避難支援等関係者の中の避難支援等実施者とは、対象者に対して避難情報の伝達や避難の手助けをしていただく方ですが、災害時に必ず避難支援を行うことを義務付けるものではありません。避難支援等実施者が被災者になることもあり得ます。まずは自分と自分の家族の安全を確保したうえで、対象者に「声掛け」など可能な範囲での支援をお願いします。また、支援できなかった場合でも責任を負うものではありません。

2 役割

- ① 自らの安全を最大限確保したうえで、対象者の避難支援活動を行います。
- ② 日頃から対象者とのコミュニケーションを図ります。
- ③ 市の防災行政無線等で入手した避難情報を、対象者に伝達します。
- ④ 速やかな対象者の避難支援ができるよう、個別避難計画の内容把握に努めます。
- ⑤ 被災により対象者が危険な状況にある場合には、近づくずに消防署や警察署に連絡します。
- ⑥ 大きな地震が起きた時には、対象者の安否確認を行います。

3 個別避難計画の保管

- ① 災害時にすぐに確認できる場所に保管します。
- ② 個人情報の扱いを遵守します。

4 避難支援等実施者自身の個人情報について

個別避難計画には避難支援等実施者の氏名、住所、電話番号などが記載されますので、その情報は、避難支援等関係者へ提供されることに同意していただきます。

※避難支援等関係者とは…避難支援等実施者、区長、町内会長、自主防災組織、民生児童委員、警察署、消防署 など

④ 同意書

多治見市長 様

個別避難計画作成に関する同意書

私は、送付された文書を読み、私の個別避難計画作成について、次のとおり回答します。
(該当する番号に○を打ってください)

- 1 同意します(訪問日時連絡の上、作成に伺います)
- 2 同意しません

☆上記で「1 同意します」を選択した方は該当する番号に○を打ってください。

- 1 避難支援等実施者をお願いできる家族、知人、近隣者等がいます。
- 2 避難支援等実施者をお願いできる方がいません。
※区長、町内会長、民生児童委員に相談してください。

☆上記で「2 同意しません」を選択した方は、できればその理由について該当する番号に○を打ってください。(複数回答可)

- 1 家族や親族の支援がある
- 2 近隣者や知人の支援がある
- 3 現在、福祉施設に入所している
- 4 個人情報を知られたくない
- 5 災害時避難行動要支援者名簿に自分の名前が掲載されているとは知らなかった
- 6 その他 ()

令和5年 月 日

多治見市京町 丁目 番地
電話 ()

氏名(対象者名) []

代理人 []

対象者との関係 []

※対象者本人の署名が困難な場合には、代理人の署名をお願いします

☆ 連絡事項(質問等がありましたら、記入してください)

個 別 避 難 計 画

年 月作成

フリガナ 氏 名				生年月日	年 月 日
				性 別	男 ・ 女
住 所				電話番号	
				携帯番号	
メールアドレス				FAX 番号	
同居家族		※氏名（続柄）		【自宅の状況】 1 戸建の場合 ア 木造（ ）階建 イ 鉄筋又は鉄骨造（ ）階建 2 集合住宅の場合 （ ）階に居住 3 居住地の区域（該当に○） ア 浸水想定区域 イ 土砂災害警戒区域 ウ 土砂災害特別警戒区域 エ 未指定	
かかりつけ医		①			
		②			
		③			
利用中の 福祉サービス		事業所名①			
		利用サービス			
		事業所名②			
		利用サービス			
避難場所		☐ 自宅（安全が確保される場合） ☐ 自宅以外（具体的に：			
緊急時の 連絡先	①	氏 名 (団体名)	本人との関係	電話番号	
		住 所		携帯番号	
		メールアドレス		FAX 番号	
				その他	
	②	氏 名 (団体名)	本人との関係	電話番号	
		住 所		携帯番号	
		メールアドレス		FAX 番号	
				その他	
避難支援等実施者情報		※避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等実施者に関する情報が外部提供される場合があることについて、避難支援等実施者の同意を得てから記入してください。			
避難支援等 実施者	①	氏 名 団体名・代表者	本人との関係	電話番号	
		住 所		携帯番号	
		メールアドレス		FAX 番号	
				その他	
	②	氏 名 団体名・代表者	本人との関係	電話番号	
		住 所		携帯番号	
		メールアドレス		FAX 番号	
				その他	

避難時に 配慮しなくて はならない事 項	あてはまるものすべてに☑ ※【 】内は該当するものに○ ☐ 介護保険の認定を受けている【要支援：1・2 要介護：1・2・3・4・5】 ☐ 手帳所持【身体：1・2・3・4・5・6 療育：A・A1・A2・B1・B2 精神：1・2・3】 ☐ 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている ☐ 医療機器の装着等をしている【人工呼吸器・たん吸引器・ネブライザー・その他（ ）】 ☐ アレルギー・持病（病名等： ） ☐ 服薬又は服薬管理が必要（服用薬等： ） ☐ 食事の介助が必要【形態等：通常のご飯で可・一口大・やわらかめ・とろみ要・流動食】 ☐ 排泄の介助が必要 ☐ オムツが必要 ☐ 立つことや歩行ができない ☐ 音が聞こえない（聞き取りにくい） ☐ 物が見えない（見えにくい） ☐ 言葉や文字の理解がむずかしい ☐ 危険なことを判断できない ☐ 顔を見ても知人や家族と分らない ☐ その他（ ）	
-------------------------------	---	--

【避難場所情報】

1 指定避難所兼指定緊急避難場所へ避難する場合の優先順位を（ ）内に記入

ア（ ）平和中学校（電話22-7265）

イ（ ）南ヶ丘中学校（電話22-4195）

ウ（ ）産業文化センター（電話25-3111）

エ（ ）感謝と挑戦のTYK体育館（総合体育館）（電話22-4111）

2 近隣の住居や建物に避難する場合

・ 名称（ ）電話（ ）距離・約（ ）m

尚、昭和小学校は浸水想定区域にあるため、緊急時の避難場所ではなく、避難所です。

避難場所とは…災害発生時に身を守るために避難するところ

避難所とは…災害のために自宅で過ごせなくなった時、一定期間避難生活をするところ

上記のア～エは、避難所と避難場所とを兼ねています。また、京町公民館は、避難所です。

【個別避難計画の情報提供について】

個別避難計画を作成することにより、あなたは災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、避難支援等を受ける可能性が高まります。ただし、避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提のため、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

個別避難計画の情報は、①平常時は災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者その他の者に提供されます。（ただし、①の場合は避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意がなければ提供されません。）

上記の内容を理解した上で、

☐ 情報提供することに同意します

☐ 情報提供することに同意しません

年 月 日

本人署名

多治見市長 様

代理署名

（本人との関係： ）